

令和7年度 先導的官民連携支援事業

応募要領

(応募期間)

令和7年2月12日(水) ～ 3月4日(火) 17:00

(応募先及び問合せ先)

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 長内、前川、高木

TEL : 03-5253-8111 (内線 24224、24218、24226)

電子メール : hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

※応募申請時には件名に下記を記載すること。

「【令和7年度 先導的官民連携支援事業 応募】●●市」

住所 : 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎第3号館3階

令和7年2月

国土交通省 総合政策局

I. 先導的官民連携支援事業の概要について

1. 目的

国土交通省では、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版・成長戦略等のフォローアップ」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）」（令和 6 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）等を踏まえ、地方公共団体の財政状況や業務体制が厳しさを増す中、将来のまちづくり・地域づくりの姿に即したインフラストックの形成や複数・広域・他分野のインフラ管理、民間事業者の創意工夫を活かした廃校等の空き施設の PPP・PFI 事業など、官民連携事業を通じて地域のインフラ管理や地域課題に取り組む具体的な案件の形成等を推進しています。

「先導的官民連携支援事業」では、特に先導的な官民連携事業に係る具体的な案件の形成を推進するため、地方公共団体等に対して調査委託費の助成を行います。

2. 先導的官民連携支援事業の仕組み

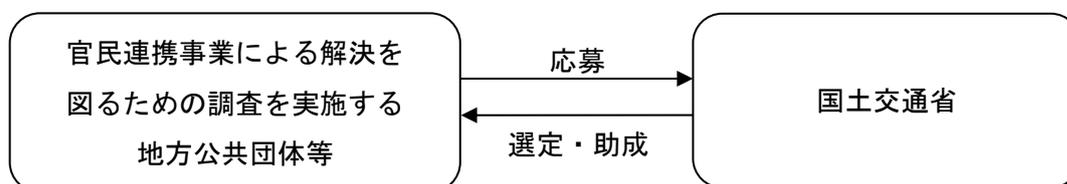
2.1 補助対象機関

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業（以下「官民連携事業」という。）を実施しようとする地方公共団体、独立行政法人又は公共法人（以下「地方公共団体等」という。）を対象とします。

2.2 先導的官民連携支援事業の支援スキーム

国土交通省が提示する、地方公共団体等からの応募を求める取組について、地方公共団体等が先導的な官民連携事業による解決を図るための調査を実施する場合に、調査委託費の全部又は一部を補助します。

なお、補助の対象となる地方公共団体等は、応募の中から、先導性やモデル性、効果等を勘案して、国土交通省が選定します。



2.3 地方公共団体等からの応募を求める取組

国土交通省が提示する、地方公共団体等からの応募を求める取組については以下の通りです。

①戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保

インフラを支える自治体の職員不足や、老朽化が進むインフラの効率的・効

果的な更新といった地域課題に対応し、民間ノウハウ、新技術の活用、業務のデジタル化・DX等を通じて、インフラを広域・複数・多分野で一体的・効率的に管理する取組や、まちづくり計画を踏まえて地域の将来像を見据えたインフラの更新や集約・再編等を実施する取組。

②スモールコンセッションの推進

人口減少等によって生じた廃校等の空き施設や、地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFI事業（コンセッションを含む官民連携による事業）により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

③その他（※ただし、国土交通省が所管する分野に関連する取組を優先する。）

- a) 「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）」（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）の推進に寄与する取組。
- b) 地方公共団体等が、立地、環境、気候、風土、歴史等の地域性を考慮して必要と判断した独自性の高い取組。

2.4 補助対象経費

補助対象経費は、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（調査委託費）です。調査委託費以外の経費（地方公共団体等の人件費等）は補助対象経費ではありません。

また、調査委託費に対して、本事業以外からの補助金の交付を受けている、又は受ける予定がある場合も、本事業の対象とはなりませんので御注意ください。

2.5 補助率

「事業手法検討支援型」及び「情報整備等支援型」ともに、予算の範囲内で定額補助（全額国費）です。

ただし、都道府県及び政令指定都市にあつては、コンセッション事業に関する検討を除き、補助率は1/2です。

2.6 補助限度額

1件当たりの補助限度額は、「事業手法検討支援型」及び「情報整備等支援型」ともに20,000千円です。

ただし、都道府県及び政令指定都市にあつては、コンセッション事業に関する検討を除き、補助限度額を10,000千円とします。

なお、交付する補助金額については、予算、審査結果、選定数等を踏まえ、要望額に対して調整させていただきます。

2.7 対象事業

2.7.1 (イ)事業手法検討支援型



事業のスキーム・手法や対象施設の種類、調査の進め方等の面で、先導的な官民連携事業の実施に向けた調査検討のための調査委託費の全部又は一部を補助します。これにより、補助を受けた地方公共団体等での案件形成を促進するとともに、先導的な官民連携手法等の確立や普及を期待するものです。

以下に挙げる各要件を満たすことが必要です。

【事業の段階に係る要件】

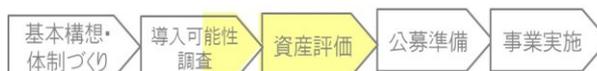
原則、公共施設等の整備・維持管理等に関する基本構想、基本計画又はこれらと同等の計画を策定した（策定予定のものを含む。）後の段階のものを対象とします。

【官民連携事業の類型に係る要件】

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）」を踏まえ、次のいずれかの類型に該当するものとします。

- I：公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業
- II：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業
- III：公的不動産の有効活用を図る PPP 事業
- IV：サービス購入型などの PPP/PFI 事業

2.7.2 (ロ)情報整備等支援型



官民連携事業の導入判断等に必要情報の整備等のための調査委託費の全部又は一部を補助します。これにより、補助を受けた地方公共団体等での案件形成を促進するとともに、他の地方公共団体等に対するモデルとなることを期待するものです。

以下に挙げる各要件を満たすことが必要です。

【事業の段階に係る要件】

原則として、公共施設等の整備・維持管理等に関する基本構想、基本計画又はこれらと同等の計画を策定した（策定予定のものを含む。）後の段階であり、かつ導入可能性調査に何らか着手しているものを対象とします。

【業務内容に係る要件】

下記 i～iv の情報を整理して、事業性の判断、リスク分析、それらを踏まえた VFM の計算や運営権対価の算定等に係る業務を対象とします。なお、業務上必要となる基礎的な情報の収集・整備を主な目的とする業務は対象としません。

（注）下記の分類は便宜的なものであり、地方公共団体等が独自に整理・分類した上で応募することを

妨げるものではありません。

i : 収支・財務情報

(収入・支出、資産・負債、補助金の有無、資金調達コスト等に関する情報)

ii : 利用状況・整備情報

(施設利用の現況値や将来予測値、競合施設に係る情報、それらを踏まえた施設の拡張・新設・更新等の計画に関する情報)

iii : 収益性関連情報

(公共空間の利用規制の有無、余剰容積率、テナントとの個別契約内容や権利関係等に関する情報)

iv : リスク関連情報

(公共施設の修繕履歴や劣化診断結果、中長期経営計画やその算定方法等に関する情報)

2.7.3 共通要件

以下に挙げる各要件を満たすことが必要です。

【本事業に係る調査の開始以降の実施・協力体制に係る要件】

○民間事業者との対話や、地方公共団体等での意思決定、議会での審議や住民との協議、所管省庁との調整等において、本事業に係る調査の成果の活用が具体的に予定されていること（公開／非公開は問わない。）。

○本事業に係る調査の終了後も引き続き官民連携の推進が図られるよう、持続可能な庁内の連携体制づくりに取り組むこと（例：PPP/PFI 専門部局がある場合は、事業担当部局と PPP/PFI 専門部局が連携しながら検討を進める。）。

○本事業による補助を受けた場合は、先導的な事例として調査結果の横展開を図るため、次の項目に対応すること。

- ・調査報告書等の国土交通省への報告、国土交通省ホームページでの公開
- ・国土交通省が実施する官民連携に関する調査や情報収集等への協力
- ・地方ブロックプラットフォーム^{*}における活動報告

※全国を9つの地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分け、各ブロックに設置した産官学金からなる PPP/PFI に関するプラットフォーム。PPP/PFI に関する情報・ノウハウの横展開を図り、官民対話、首長会議、研修、個別相談会、セミナー等を開催。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-4-1.html>

○本事業に係る調査の終了後から事業化に至るまでの期間において、事業化に向けての進捗状況、課題等について、毎年実施するフォローアップ調査に協力すること。なお、当該調査の終了後に事業を中止するに至った場合は、その原因を整理し、報告すること。

2.8 その他

- ・1つの地方公共団体等から、複数応募することも可能です。
- ・「事業手法検討支援型」及び「情報整備等支援型」の中から応募する支援類型を選択

してください。

Ⅱ. 補助対象とする案件の選定について

1. 選定方法

応募期間内に応募があったⅠ・2. 3及び2. 7に記載の各種要件等を満たす案件の中から、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、国土交通省において本事業の対象となる案件を選定します。

2. 選定基準

案件の選定にあたっては、次の観点から審査を行います。

○審査の観点

(1) 先導性・モデル性

事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等に先導性・モデル性があるものや、地方公共団体等におけるノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方自体に先導性・モデル性があるものなど、事業内容や調査内容について先導性があり、他の地方公共団体等のモデルとなるものを優位に評価します。

(2) 汎用性

事業内容や調査内容が、官民連携事業の導入や実施に際してのボトルネックの解消に寄与し、また、他の地方公共団体等の参考となって、今後の官民連携事業の普及促進に高い効果が期待されるものを優位に評価します。

(3) 妥当性

事業内容が、国、地方公共団体等の上位計画等に沿い、その実現に貢献するものを優位に評価します。

(4) 実現可能性

調査の実施にあたり、今後立ち上げる事業の予定箇所や内容等が具体的であり、地方公共団体等での意思決定や地域における合意形成が円滑に進むと見込まれるなど、案件の形成が着実に進むことが期待されるものを優位に評価します。特に、本事業による補助を受けた後、3年以内の案件形成（事業化）が期待できるものを優位に評価します。

(5) 有効性

公共施設等の整備・維持管理・更新・運営等に要する費用が縮減される等の財政支出抑制効果その他PPP/PFI事業による多様な効果が明確であるものを優位に評価します。さらに、効果が定量的に示されているものを優位に評価します。

(6) その他

- i) 官民連携事業のスキームとして、コンセッション又はコンセッションにつながる可能性の高い事業（収益型事業、包括的民間委託等）を優位に評価します。なお、既にコンセッションが実施されている分野の事業手法を検討する場合には、既存のコンセッションと異なる点を評価します。
- ii) I・2.3の①・②として応募のあった案件については、社会課題解決に向けた先導的な事例創出の優位性に鑑みて特に優位に評価し、また、その他、③aについても（①・②に関するものを除く）評価にあたって施策推進の必要性に一定程度配慮いたします。
- iii) 公共施設等の各分野において、現に官民連携事業の導入可能性調査への補助事業が存在しない場合は、同分野の案件を優位に評価します。
- iv) 過去に採択された案件と同様の内容の案件については、原則選定しませんので、以下のホームページに掲載している「先導的官民連携支援事業」や「インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支援」での実績を応募前に御確認ください。

- 「先導的官民連携支援事業」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-1.html>

- 「インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支援」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-3.html>

Ⅲ. 応募・交付申請について

1. 応募について

○ 応募期間

令和7年2月12日(水) ～ 3月4日(火) 17:00

○ 提出物

【応募書類等】

- ・ 様式1：案件概要について
- ・ 様式2：調査主体等について
- ・ 様式3：調査内容について
- ・ 様式4：補助金要望額等について

【参考資料】

- ・ 様式4の金額の根拠となる参考見積り（必須）
- ・ 様式の記載内容を補足する資料（任意）

※必要に応じて、事業内容についての問合せや追加資料の提出等をお願いする場合があります。

○ 提出方法（重要）

- ・ 応募書類等に必要事項を記載して、電子データを以下の提出先までメールにて送付してください。

（注）様式1～4についてはPDF化せず、元の形式のまま送付してください。

- ・ 応募に際しては、メールの件名に下記を記載してください。

「【令和7年度 先導的官民連携支援事業 応募】●●市」

○ 提出先及び問合せ先

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 長内、前川、高木

TEL：03-5253-8111（内線 24224、24218、24226）

電子メール：hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館3階

※お電話による提出書類の受信確認は御遠慮ください。

担当者より受信した旨のメールを当日中に送信します。

2. 選定後の補助金交付申請について

案件が選定された地方公共団体等は、速やかに補助金交付申請書を国土交通省総合政策局社会資本整備政策課あてに提出してください。なお、補助金の交付決定の時点で契約済の場合、本事業の補助金の対象となりませんので御注意ください。

交付申請等の手続きの詳細については、「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」を御参照ください。

- 「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001584230.pdf>

IV. 留意点

本事業による補助金については、下記の事項のほか、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」及び「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」の規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

また、本事業は、令和7年度予算の成立後に実施することとします。

(事業内容の変更又は事業の中止等)

- 先導的官民連携支援事業による補助金の交付決定を受けた地方公共団体等(以下「事業主体」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く)、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に国土交通大臣の承認を得なければなりません。

(実績報告)

- 事業主体は、補助事業の期間中、契約時点・中間時点・報告書作成時点において、3回の報告を国土交通省に行わなければなりません。
- 補助事業の完了後、完了実績報告書、調査検討の内容をまとめた報告書及び概要書を提出しなければなりません。これらの報告書等の形式・体裁等については、各報告書等のフォーマットの記載事項に御留意ください。

(書類の保存等)

- 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等を含む)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- 補助事業の完了後、調査検討の結果を示した報告書及び概要書を公表します。

(その他)

- 調査検討の内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、その取扱いに十分御注意ください。
- 必要があると判断した場合、補助事業の実施後又は補助事業の中止等に関わらず、関係者へのヒアリングや報告等を求める場合があります。
- 本事業は、他の地方公共団体等のモデルとなる事例の蓄積を目的としていることから、業務の実施や報告書の作成等にあたり、情報提供や調整等をお願いすることがあります。
- 本事業は、官民連携事業の導入や実施に向けた事前調査を対象とするものであり、当該官民連携事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き(事業評価、補助金の申請等を含む)や関係機関との調整等を事業主体が自ら行う必要があります。

以上